

議案第百五号

三朝町立社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

次のとおり三朝町立社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

平成二年十二月十九日

三朝町長 安 田 真 一 郎

平成二年拾貳月拾五日 原案可決

三朝町議会議長 安井由行

三朝町条例第

号

三朝町立社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

三朝町立社会体育施設の設置及び管理に関する条例（昭和四十四年三朝町条例第一号）の一部を次のように改正する。

第二条の表町民プールの項中「三朝町大字吉田六百七十七番地の三」を削る。

附 則

この条例は、平成三年一月一日から施行する。